

第2部

TPP対応施策の推進

農業農村整備事業予算の安定的な確保

【農林水産省 農村振興局 設計課】

【提案事項】 **予算拡充**

農業生産基盤の整備を計画的に推進するため、予算の安定確保と国庫補助事業制度や地方財政措置の拡充など財政支援の充実を図ること

【提案の背景と課題】

- 農業農村整備事業は、食料の安定供給の基礎的機能を果たすとともに、力強い農業を支える農業生産基盤の整備、農業水利施設の老朽化対策など、農業の持続的な発展に資する重要な役割を担っている。
- しかしながら、平成 22 年度以降、政府の予算が大幅に削減され、先送りされてきた農業水利施設の長寿命化や耐震化対策のほか、農業者の世代交代を契機として急増する農地整備の事業要望など、地域からのニーズに十分応えられない状況にある。
- また、県内市町村においては、農業農村整備事業の実施に伴う地方負担が将来の財政運営に大きな影響を及ぼすことを懸念しており、これが計画的な事業推進の支障となっている。
- こうしたことから、農業生産基盤の整備を計画的に推進するため、予算の安定確保と国庫補助事業制度や地方財政措置の拡充等、財政支援の充実を図る必要がある。



低コスト水稲栽培に向けた大区画ほ場
(鉄コーティング直播実証試験)



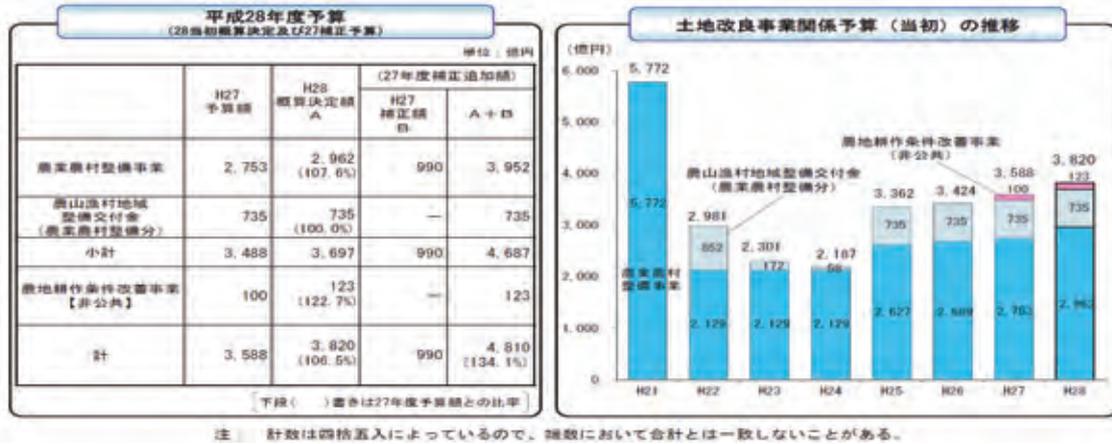
地下かんがいシステムを導入した水田の畑地化
(加工用キャベツの生育状況と収穫状況)

山形県担当部署：農林水産部 農村計画課

TEL：023-630-2539

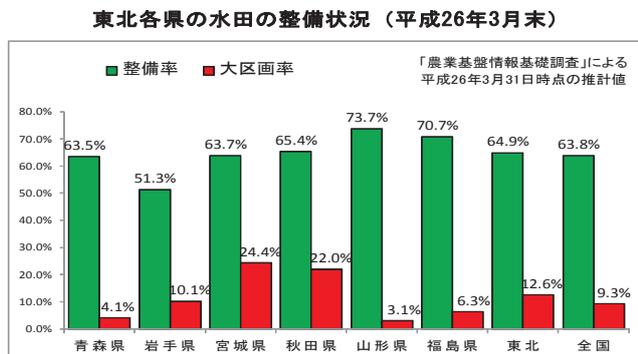
【全国の現状と政府の取組み】

- 政府の農業農村整備事業関係予算は、平成 28 年度当初予算においては、農山漁村地域整備交付金の農業農村整備分及び非公共事業である農地耕作条件改善事業と合わせて、前年度比 106.5%の 3,820 億円が措置された。
- また、平成 27 年度補正予算においては 990 億円が措置され、当初予算と合わせると対前年度当初予算比 134.1%の 4,810 億円が確保された。



【本県の現状、取組みと課題】

- 本県の農地整備状況については、水田整備率が 74%と高い水準にあるものの、1ヘクタール以上の大区画化率は全国平均を下回っている。
 - ・ 未整備農地では、農地の効率的利用を図るほ場整備の要望が増加。
 - ・ 整備済み農地では、担い手が更なる経営規模の拡大と生産コストの削減を図る大区画化や水路の地中管路化など、再整備の要望が増加。
 - ・ 米消費の減少や需要に応じた作物生産に対応するため、収益性の高い園芸作物の生産を可能とする水田汎用化が必要。
 - ・ 本県の農業水利施設の多くが昭和 40 年代から 50 年代に整備されており、今後 10 年間でその半数の施設が耐用年数を迎えるため、揚水機場の緊急停止や送水管の破裂など、突発的な事故発生が懸念。
 - ・ 1,000 箇所を超える農業用ため池や多数の山腹沿いに流れる農業用水路が存在し、自然災害による破損や増水により農地・農業用施設に被害を与える恐れがあるため、農業用ため池の耐震性向上など、防災減災対策が必要。
- 米の生産コスト削減等を図るほ場整備、老朽化した農業水利施設の長寿命化や耐震対策、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備を推進するためには、国庫補助金の確保が不可欠であり、前政権時代の大幅な予算削減により先送りされてきた事業要望が、近年、急激に増加しているが、本県への国庫配分額が十分でないため、現場ニーズに応えられない。
- 補正予算を積極的に活用し不足分を補っているが、安定的な当初予算の増額が必要であり、また、急増する地域ニーズに計画的に応えるため、事業費負担が市町村の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、国庫補助事業制度や地方財政措置の拡充等財政支援の充実が求められる。



TPP協定による経営環境変化に対応できるスーパーL資金の全期間無利子化などの農業制度資金の充実

【農林水産省 経営局 金融調整課】

【提案事項】 規制緩和 予算拡充

TPP協定の発効を見据え、競争力強化を図る農業経営体の設備投資や資金繰りを支援するため、スーパーL資金について全貸付期間無利子化するとともに、スーパーS資金についても無利子化の上、融資枠を拡大すること。さらに、農業近代化資金の貸付限度額と利子助成対象限度額を引き上げること

【提案の背景と課題】

- 「TPP関連政策大綱」に基づき、規模拡大等の設備投資に対するスーパーL資金の実質無利子化が措置されたが、5年間と短期間である。
- 過去には省コスト化や雇用創出の推進等の目的で全貸付期間無利子化されており、設備投資が大きい畜産等を中心とし、関税撤廃・削減による長期的な影響が懸念される中、経営安定支援として、全期間にわたる無利子化が求められる。
- 短期運転資金であるスーパーS資金については、全国的に需要が高まっているが、TPP協定発効による経営環境変化に対応するため、更なる需要増加が見込まれることから、融資枠の拡大と経営安定支援として無利子化が求められる。
- 加えて、多額の設備投資を必要とする畜産農家が、機関保証を利用して借入れできる農業近代化資金の貸付限度額を青年等就農資金と同程度とするとともに利子助成対象限度額の拡充が求められる。



牛 舎



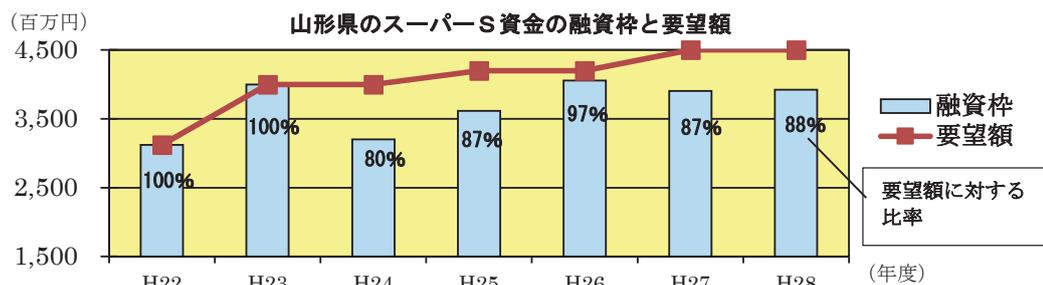
(規模拡大にかかる設備投資が大きい畜産関係)

【全国の現状と政府の取組み】

- スーパーL資金は、償還期限最長 25 年に対し、認定農業者向けに貸付後 5 年間の実質無利子化措置があるが、平成 27 年度補正予算において、T P P 協定発効による経営環境変化に対応するための新たな規模拡大を行う等、攻めの経営展開をする場合、貸付後 5 年間実質無利子化を行う T P P 対策特別枠が措置された。
 (参考) 過去の全貸付期間実質無利子化措置 (500 万円以下除く)
 平成 20～21 年度：省エネルギー・低コストへの取組み
 平成 21 年度：1 名以上の常時雇用が見込まれる取組み
- スーパーS資金について、全国的な要望が増えているが、融資枠は前年度同額 165 億円に据え置かれている。
- 農業近代化資金は、幅広い農業者が利用できる設備投資資金であるが、その貸付限度額及び政府の利子助成対象限度額が低い。(下段の表を参照)

【本県の現状、取組みと課題】

- T P P 協定発効による経営環境変化に対応できる経営体質の強化、競争力の高い農業経営体を育成・支援するため、政府の取組みに上乘せし、県と市町村が協調し、貸付後 10 年間実質無利子化する独自利子助成補助事業を平成 28 年度から実施している。
- 政府の施策による経営環境変化への対応は政府が負担すべきであり、運転資金であるスーパーS資金についても無利子化に対する要望が市町村から寄せられている。
- スーパーS資金の融資枠
 - ・全国的な需要が少ない時期には、要望額どおり余裕をもった融資枠が配分され、山形県独自措置(貸付原資を制度上の倍額にして貸付金利を引き下げ)もあり、順調に実績を伸ばしてきた。
 政府の貸付原資指示 1 / 6 → 山形県独自措置 2 / 6
 政府の貸付金利指示 1.5% → 山形県独自措置 1.2%
 - ・全国的な需要増に伴い、政府からの融資枠の配分が、要望額を大きく下回るようになった。
 - ・融資機関には、平成 28 年度分の新規申込相談が多く寄せられており、政府から配分された平成 28 年度の融資枠では、これらの希望に応じることができない。



- 農業近代化資金について、個人への貸付限度額は新規就農者向けの青年等就農資金にも満たない状況であり、貸付限度額の引上げが必要である。また、法人への利子助成対象限度額は貸付限度額に比して著しく低く、利子助成対象限度額の引上げが必要である。

項目		農業近代化資金	青年等就農資金
貸付限度額	個人	1,800 万円	3,700 万円
	法人	2 億円	—
利子助成対象限度額	個人	1,800 万円	3,700 万円
	法人	3,600 万円	—

新規就農者及び担い手の育成・確保に向け、地方自治体が地域の実情に応じて活用できる交付金制度の創設

【農林水産省 経営局 経営政策課、就農・女性課】

【提案事項】 制度拡充 予算拡充

新規就農者及び地域農業の担い手の育成・確保に向け、新規就農者の就農準備から定着まで、さらに担い手への経営発展まで、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からの一貫した支援が可能な新型交付金制度を創設すること

【提案の背景と課題】

- TPP協定の合意に伴う今後の営農への不安や不透明感から、就農マインドの低下が懸念されており、これを払拭するための積極的な支援策が望まれている。特に、条件不利地が多い中山間地域では、担い手不足が深刻化しており、農家子弟に限らず、新たな担い手を育成・確保する必要がある。
- 新規就農者の育成・確保のためには、就農準備から定着、担い手への経営発展までハード・ソフト両面からの一貫した支援が必要であり、特に、他地域から移住し新規参入する者に対しては、就農環境の整備として、技術習得や農地の確保、機械・施設の整備などの営農面の支援に留まらず、住居等の生活面の支援も重要となっている。
- 一方、市町村等地方自治体では、新規就農者の確保や経営発展に対する支援の必要性は十分認識されているが、マンパワー不足から必要な対応ができない状況にあり、これを補うため、地域の農業者や関係機関・団体のチームによる支援体制を構築することが必要である。
- 地域農業の維持・発展のためには、新規就農者や担い手の育成・確保に向け、地域の実情を活かした関連施策（ソフト・ハード）を一体的に推進することが不可欠であり、地域の支援体制を整えてこうした取組みを行う地方自治体に対する交付金制度の創設が必要である。



新規就農希望者向けの現地研修会(市町村と県の支援)



新規就農者用住宅(市町村単独)

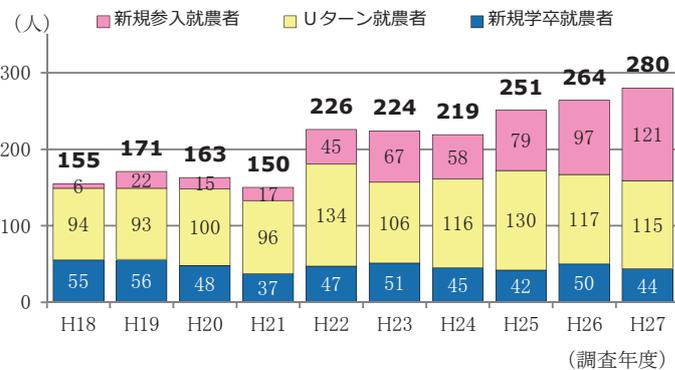
【全国の現状と政府の取組み】

- 新規就農者に対する支援として、H20年度から農の雇用事業が実施され、H24年度からは新規就農・経営継承総合支援事業（農の雇用事業（継続）、青年就農給付金事業（H24新設）をメニューとして含む）が実施されている。当該事業のH28年度予算は193億円（H27年度補正予算とあわせて217億円）が措置された。
- 農林水産分野におけるTPP対策のハード面の整備事業として、担い手確保・経営強化支援事業53億円、産地パワーアップ事業505億円がH27補正予算により予算措置された。
- 農業者の経営力強化を図るため、H28年度から農業経営力向上支援事業が7億円予算措置された。
- 上記のとおり、ハード事業、ソフト事業はそれぞれ充実されてきているが、新規就農者等担い手を一体的に支援するものではない。また市町村等地方自治体のマンパワー不足等により、一体的な運用ができず、十分な効果が生み出されていない。

【本県の現状、取組みと課題】

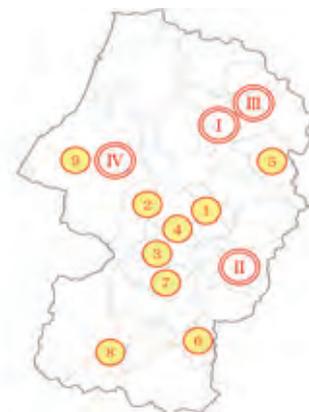
- 本県の新規就農者は増加傾向にあるが、高齢者のリタイア等によりこれを上回る離農が生じており、就農者の更なる増加が必要となっている。そこで「地域の担い手は地域で育てる」という基本的な考え方のもと、地域の農業者と市町村・JA等が主体となって新規就農者受入協議会を組織して新規就農者を育てる取組みを県単独予算で支援している。
- 新規就農者の定着・発展に向けて、県普及担当による新規就農フォローアップ活動を実施するとともに、定着支援アドバイザー（農業者）の配置、経営専門家等の派遣等により技術力・経営力向上を図っている。
- 新規就農者・担い手の育成確保の課題
 - ・ 新規就農者の定着のためには、技術の習得や農地の確保、共同作業所や共同作業機械等の整備における初期投資を軽減するための支援とともに、市町村等地方自治体において、就農相談から就農準備、就農後の経営安定、更には経営発展まで継続して支援する体制が必要である。
 - ・ 他地域から移住した新規就農者からは「条件の良い空き家が無い」、「住居は見つかったが、出荷作業や農機具を格納する場所が無い」、「必要な機械・施設を一気に整備することは経営的に厳しい」などの声があり、県と市町村で工夫しながら支援している状況。

本県の新規就農者の推移(H18～H27年度調査)



注) 新規参入就農者：非農家出身者で新たに就農した者
 Uターン就農者：農家出身者で、他産業に従事した後に就農した者
 新規学卒就農者：学校卒業後直ちに就農した者及び卒業後一定期間の農業研修を経て就農した者
 調査年度の区分：前年6月～当該年5月

本県の新規就農者の育成体制



● 新規就農受入協議会
 ○ 新規就農研修機関

競争力の高い農業経営を展開するために必要な 施設・機械等の整備に対する支援継続及び充実

【農林水産省 生産局総務課、経営局 就農・女性課】

【提案事項】 **予算拡充**

TPP協定の発効を見据え、強い農業づくりに必要な共同利用施設・機械の整備等を図るため、地域の営農戦略に基づいて実施する「産地パワーアップ事業」及び意欲ある農業者の経営発展に向けた取組みを支援する「担い手確保・経営強化支援事業」を継続するとともに、予算を十分に確保すること

【提案の背景と課題】

- 農業経営が厳しい環境にある中、高付加価値化や生産コストの低減など産地の収益力強化や合理化を図ることが重要であり、これを支援する予算の十分な確保が必要である。
- 政府では、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策の推進のための緊急的な対応として、平成27年度補正予算において「産地パワーアップ事業」や「担い手確保・経営強化支援事業」による支援策を講じたところであり、本県においては、非常に多くの要望が寄せられている。
- TPP協定が発効されたとしても輸入農産物等に負けることのない力強い農林水産業を実現していくためには、意欲のある担い手等による高収益な作物・栽培体系への転換や、売上高の拡大、経営コストの縮減を図る取組みを総合的に支援していくことが重要であることから、これらの事業について当初予算での継続かつ安定的な予算を確保していく必要がある。

<さくらんぼ雨よけ施設>



山形県担当部署：農林水産部 農政企画課 TEL:023-630-2425

【全国の現状と政府の取組み】

- 平成 27 年度補正予算で、これまでの強い農業づくり交付金に加え、共同利用施設の整備等を緊急的に支援する制度として、全ての農産物を対象として産地を総合的に支援する「産地パワーアップ事業」が措置された。
- また、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等の支援を強化するため、平成 27 年度補正予算で、既存の経営体育成支援事業をベースに、経営体当たり助成上限額を個人 1,500 万円・法人 3,000 万円、補助率 1/2 以内に拡充した「担い手確保・経営強化支援事業」が措置された。

【本県の現状、取組みと課題】

- 強い農業づくり交付金について、最近は、国の予算枠に対し各都道府県からの要望が非常に多く、平成 27 年度の本県の採択率（交付金ベース）は 31.2%となっている。
また、交付金の配分対象となった地区（事業）であっても、配分額が低く事業実施を断念する地区が発生している。

〈強い農業づくり交付金の予算と本県への配分状況〉

年度	区分	予算額 (億円)	本県要望額 (百万円)	本県配分額 (百万円)	採択率 (%)	国採択箇所数				
H26	当初	234	402.7	137.8	34.2	9箇所中2箇所				
	追加						32.5	0	0.0	1箇所中0箇所
	補正						176	931.2	89.0	4箇所中3箇所
H27	当初	231	272.3	84.8	31.2	5箇所中2箇所				
H28	当初	208	1,551.3	1,473.7	95.0	10箇所中 10箇所				
(参考)産地パワー アップ事業[H27補正]		505								

- 産地パワーアップ事業については、産地の期待が非常に大きく、施設整備（ハード事業）はもとより、農業機械リース導入や雨よけ施設導入等のソフト事業に対する十分な予算の確保が必要である。
とりわけ、本県においては、産地パワーアップ事業を活用し、将来的に営農継続、あるいは後継の担い手が見込まれる生産者に重点を置いた「さくらんぼ雨よけ施設」の導入について、今後、複数年にわたり計画的に支援することとしており、継続かつ安定的な予算の確保が必要である。
- 担い手確保・経営強化支援事業は、全国及び本県においても要望が多く、平成27年度の採択率は本県の場合、17.9%（交付金ベース）に止まっている。
また、要望内容をみると、既存の「経営体育成支援事業」の事業費の上限額である1,000万円を超える要望は、個人で全体の28%、法人で57%となっている。
このため、このたびの「担い手確保・経営強化支援事業」を継続するとともに、安定的な予算の確保が必要である。

〈担い手確保・経営強化支援事業の予算額と本県への配分状況〉

年度	区分	予算額 (億円)	本県要望額 (百万円)	本県配分額 (百万円)	採択率 (%)	国採択箇所数
H27	補正	53	1,667.9	299.2	17.9	184地区:350経営体 中28地区:58経営体

農業経営の安定化に向けた収入保険制度の早期導入 ～万全なセーフティネットの制度構築～

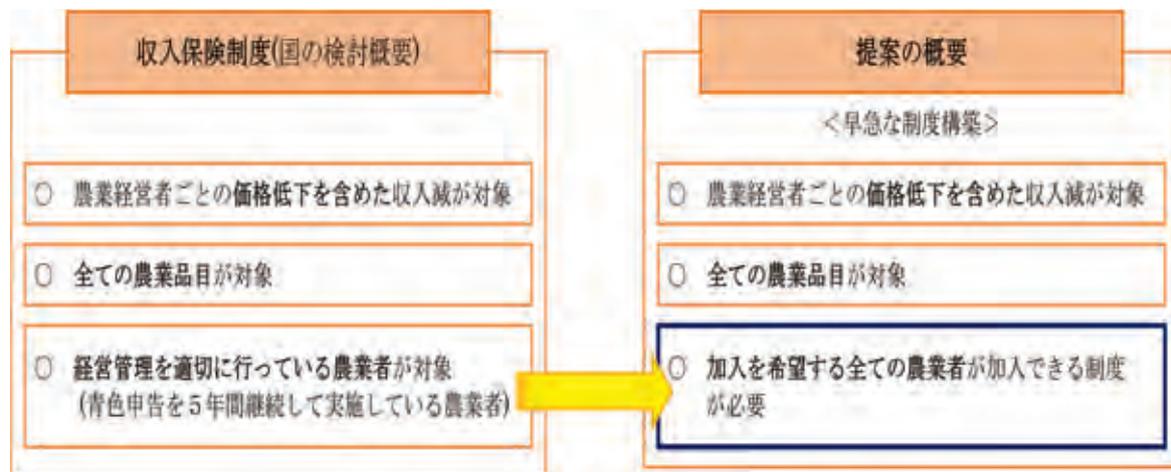
【農林水産省 経営局 保険課】

【提案事項】 **予算創設**

現在検討中の収入保険制度について、早急な制度構築を図るとともに、加入を希望する全ての農業者が加入することができ、かつ、作物価格の下落等による収入低下に対応できる万全な制度とすること

【提案の背景と課題】

- 農作物等に対するセーフティネットとしては農業共済制度があるが、対象は自然災害等による収量減少部分であり、価格低下等は対象外となっている。また、対象品目が限定され農業経営全体をカバーしきれていない状況である。
- 現在、農林水産省では、農業経営者ごとに価格低下を含めた収入減少を補填し、かつ、全ての農業品目を対象とする「収入保険制度」の導入を検討しており、平成 27 年産を対象とした事業化調査の結果を踏まえて、平成 28 年夏以降に制度の仕組みを調整し、順調に進めば平成 29 年の通常国会に法案を提出するとしている。
- 「収入保険制度」の設計にあたっては各分野からの意見を吸い上げるとともに、近年の米価下落や頻発する異常災害等による収入低下にも対応できる仕組みの構築、その早期導入、更には加入を希望する全ての農業者が加入することが可能な万全な制度とすることが必要である。



【全国の現状と政府の取組み】

- 現行の農業共済制度は、自然災害等による収量減少を対象としており、価格低下等は対象としていない。
- また、収量減少を把握することができることを前提としているため、対象品目が限定されており、農業経営全体をカバーしていない。
- このため、農業経営全体に着目し、価格低下を含めた収入減少を補填する「収入保険制度」の導入に向け調査・検討を進めている。

農業共済制度(現行)

○自然災害による収量減少部分が対象(価格低下は対象外)
○対象品目が限定(農業経営全体をカバーしていない)
○確認業務量が大(耕地ごとの災害査定)



収入保険制度(検討概要)

○農業経営者ごとの価格低下を含めた収入減が対象
○全ての農業品目が対象
○青色申告書類などによる減収部分の確認作業

【本県の現状と課題】

- 本県では、近年、暴風や大雪などの異常気象による災害が多く発生しており、特に平成25年7月の集中豪雨では、農業共済制度の対象品目になっていない本県特産の「すいか」、「メロン」について、約6億5千万円の被害が発生した。
- 安定した農業経営にとって、全ての品目について、価格低下や収量減収を対象とし、経営全体をカバーするセーフティネットの構築が早急に必要である。
- また、現在、政府で検討している収入保険制度は、青色申告書類などにより減収部分を確認することが検討されているが、農業経営の安定化を図り持続可能な農業を実現していくためには、青色申告を行っていない者も含め、加入を希望する全ての農業者が加入できる制度とすることが必要である。



〈浸冠水したメロン畑(平成25年7月)〉



〈冠水したすいか畑(平成25年7月)〉

国産農産物等愛用国民運動の強化及び 多様な食育活動への支援の充実

【農林水産省 食料産業局 食文化・市場開拓課】

【提案事項】 **予算拡充** **予算継続**

「フード・アクション・ニッポン」の取組みを強化し、国産農産物等の消費拡大運動を推進するとともに、多様な食育活動の支援を継続すること

【提案の背景と課題】

- 本県では、「山形県食育・地産地消推進計画」を策定し、食によるコミュニケーションの推進や農業体験活動等を通じて地域の食材や食文化の継承など、食育活動推進の県民運動を展開している。
- この結果、学校と地域の団体との連携等による多様な食育啓発活動が実践されるとともに、学校給食における県産農産物等の利用が進むなど、地場農産物等の利用拡大が進んでいる。
- TPP協定の発効を見据え、食品製造事業者や学校給食・福祉施設等の給食提供事業者に更に働きかけを強めるなど、国産農産物等の利用及び消費拡大を促進する取組みの一層の強化や、多様な食育活動への支援を継続することが必要である。



小学生を対象とした食農教育
(さといもの収穫)



地産地消の取組み

山形県担当部署：農林水産部 6次産業推進課 TEL：023-630-2465

【全国の現状と政府の取組み】

- 政府は、食品関連事業者と生産者団体とが一体となって、国産農産物等の利用を推進するため、国産農産物等の消費拡大運動である「フード・アクション・ニッポン」に取り組んでいる。
- また、政府は地域における日本型食生活等の普及促進を目的として、県や市町村等が行う食育県民大会や農育活動などを支援している。
- 上記に対し、『和食』と地域食文化継承推進事業（平成 28 年度予算 212 百万円）及び「日本の食消費拡大国民運動推進事業」（平成 28 年度予算 388 百万円）等により国産農産物等の利用を推進している。

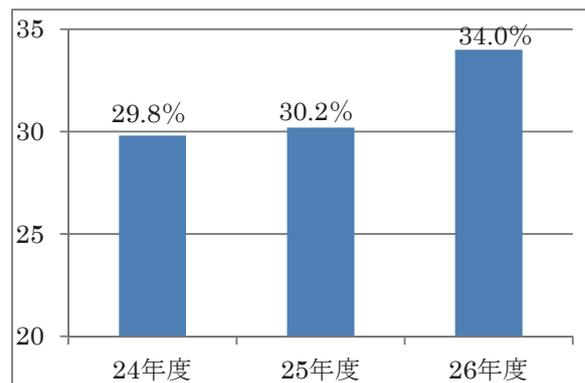


【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、「山形県食育・地産地消推進計画」を策定し、食によるコミュニケーションの推進や農業体験活動等を通じて先人から受け継がれてきた地域の食材や食文化の継承など食育活動推進の県民運動を展開している。
- 具体的には、以下の取組み（成果）を進めている。
 - ・ 食の魅力発信（第 1～2 回全国伝統野菜サミット・食育県民大会の開催）
 - ・ 学校給食における県産農産物等の利用拡大への支援（学校給食における県産野菜の利用割合 24 年度：29.8% ⇒ 26 年度：34.0%）
 - ・ 民間事業者と連携した食育活動、食農教育の実施
- 農業体験を含めた多様な食育活動への支援は、国産（県産）農産物等への愛着や理解促進のために有効であり、国産（県産）農産物の需要拡大につながることから、十分な予算を確保し、継続して支援する必要がある。
- 学校・福祉施設等で提供される給食等における取組みでは、県産農産物の使用に積極的な施設が増えつつあるが、まだ十分に理解が得られていない施設も少なくないことから、県産農産物の利用を更に強く働きかけていく必要がある。



第 2 回全国伝統野菜サミット・
食育県民大会の開催



学校給食における
県産野菜の利用率

TPP協定発効により利益を受ける産業分野から再配分する財源を活用した消費拡大対策事業等の創設

【内閣官房 TPP総合対策本部】

【農林水産省 大臣官房政策課】

【提案事項】 予算創設

TPP協定発効により利益を受ける産業分野から再配分を行うなどして財源を確保し、消費拡大及び輸出促進に向けた対策事業等を創設すること

【提案の背景と課題】

- TPP協定発効後の国内市場においては、輸入農産物との価格競争が厳しさを増し、国産農産物の取引価格の低下などにより、生産者等の収益性が悪化することが懸念される。
- このような中、現在、政府において検討している、国産農産物の消費拡大や輸出促進に向けた新制度(チェックオフ)の導入に要する負担を、生産者等に求めることは困難である。
- このため、TPP協定の発効により利益を受ける産業分野から再配分を行うなどして、関税の引下げ、撤廃等により失われる財源を確保することが必要であり、この財源を活用して国産農産物の消費拡大や輸出促進などに向けた対策を強化する必要がある。



山形新米つや姫フェア

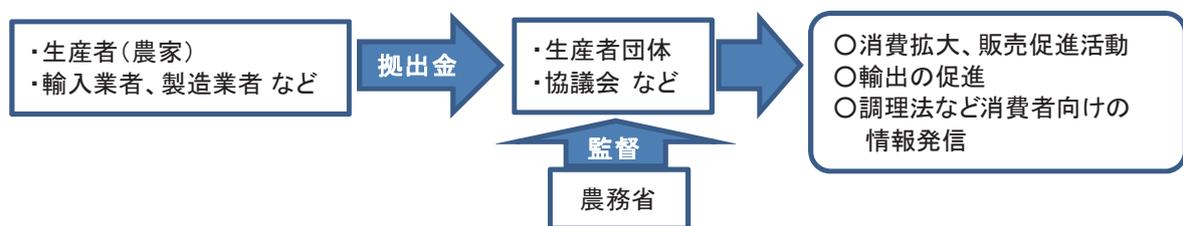


おいしい山形地域特産物交流会(商談会)

【全国の現状と政府の取組み】

- 政府では、T P P交渉の大筋合意を踏まえ、農家から拠出金を集め農産物の国内消費拡大や輸出促進に充てる新制度（チェックオフ）の導入について、「総合的なT P P関連政策大綱」に盛り込み、今秋を目途に政策の具体的内容を詰めるとしている。
- チェックオフ制度については、米国やカナダなどで法制化され、①農産物の消費拡大に向けた広告や販売促進活動、②輸出の促進、③消費者向けの情報発信などの取組みが行われているが、米国内でも義務的な拠出に対し、一部の生産者から反発が見られる。
- 国内の農林水産業関連の各団体等では、それぞれの農林水産物等の消費宣伝や販路拡大、輸出促進、研究開発等を図るための各種事業を展開しているが、この事業活動に要する経費については、最終的に各団体等の構成員である生産者等が負担している。

【米国チェックオフ制度のイメージ図】



【本県の現状、取組みと課題】

- 県内の生産・出荷組織・団体も生産者からの会費や取扱手数料を徴収し、その一部を消費拡大や宣伝・P R活動等に活用している（生産者がこれら経費を実質負担）。
- T P P協定発効を見据え、これまで以上に県産農産物の消費宣伝活動等を強力に展開しなければならないが、輸入農産物等との国内市場での競争が激しさを増す中で、生産者等に新たな負担を求めることは困難である。さらなる負担が生じた場合、生産・出荷団体等の構成員から離脱する生産者が増えることが予想される。
- このため、政府として、T P P協定の発効により利益を受ける産業分野から再配分を行うなどして財源を確保し、この財源を活用して国産農産物の消費拡大や輸出促進などに向けた対策を強化する必要がある。

稲作経営の安定化に向けた対策の充実

【農林水産省 政策統括官付 農産企画課、穀物課】

【提案事項】 予算創設

生産者が安心して稲作経営に取り組めるように、次の対策を講じること

(1) 備蓄運営の見直しに当たっては、主食用米市場への影響を避けるため、主食用途に備蓄米を売却しない棚上げ備蓄方式を堅持すること

新規

(2) 需要に応じた米生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金制度の維持及び制度の法制化を図ること

(3) 生産コスト低減に向けた取組みを支援するための制度の充実を図ること

【提案の背景と課題】

- TPP協定による米への影響対策として、政府は、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れることから、国産主食用米のこれまでの生産量や農家所得への影響は見込み難いとしている。
- しかし、業務用米の国内マーケットに低価格の輸入米が入ることで、業務用米を中心に影響を受けることが懸念される。
- このため、稲作経営の安定化に向け、TPP協定対策として備蓄米の買入数量が増加しても、主食用米市場に影響を与えないように現行の棚上げ備蓄方式を堅持する必要がある。
- また、米価安定に向け、需要に応じた米生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金制度、特に飼料用米の交付金水準に対する不安を払拭する必要があり、当該制度の維持及び法制化が求められる。
- さらに、米価の低下にも対応するため、直播栽培や団地化など、生産コスト低減に向けた取組みへの支援の充実が必要である。



飼料用米専用のビンを設けたカントリーエレベーター

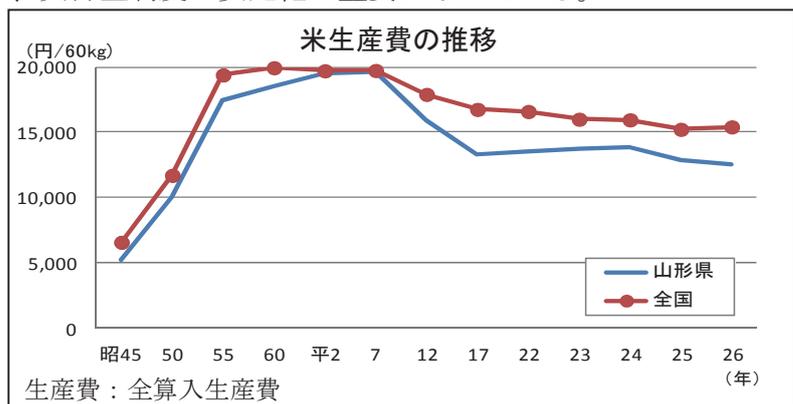
【全国の現状と政府の取組み】

- 備蓄米については、適正水準を 100 万トン程度として運用され、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に売却を行わない棚上げ備蓄を実施している。基本的な運用としては、毎年播種前に 20 万トン程度を買入れ、5 年間保管後、通常は飼料用・加工用等として売却している。T P P 協定対策として、保管期間を 3 年間に短縮し、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買入れるとしているため、保管後の売却量は現行より増加する。
- 平成 27 年産米については、全国で主食用米から飼料用米や麦・大豆・W C S（稲発酵粗飼料）等への転換（前年比で+6.2 万 h a）が進み、主食用米の作付け面積は生産数量目標を 1.3 万 h a 下回り、生産数量目標の配分を開始して以来、超過作付けが初めて解消された。
- 政府は、需要に応じた米づくりを推進するため、特に、鶏・豚を中心に配合飼料の原料として約 450 万トンの国内需要が見込まれる飼料用米の生産拡大を推進している。
- 政府は、日本再興戦略（平成 25 年 6 月閣議決定）において、「今後 10 年間で米の生産コスト（16,000 円/60 kg）を 4 割削減する」としている。さらに、26 年産の米価下落を契機に、米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質強化を図るため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減等の取組みへの支援として、平成 26 年度補正予算で「稲作農業の体質強化緊急対策事業」を実施した。

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県は、農業経営体の 6 割が稲作に大きく依存し、米は農業産出額の約 3 割を占める基幹品目となっている。
- 農家・農業所得の安定化・最大化に向け、需要に応じた多様な米づくりや、需要の見込まれる大豆、園芸作物の生産拡大など、適地適作を基本とした水田フル活用を推進するとともに、生産コストの低減に取り組んでいる。
- 具体的には、以下の取組みを進めている。
 - ・耕種農家と畜産農家の地域需給マッチングをベースにした飼料用米の生産・利用拡大
 - ・飼料用米の保管・出荷に必要な施設・設備の整備支援
 - ・飼料用米の低コスト多収栽培技術の確立
 - ・土地利用型野菜や高収益性園芸作物の産地化
 - ・需要のある大豆「里のほほえみ」の作付拡大、他県と連携した販売ロットの確保
 - ・中山間地域で農地の集約に取り組む農業者の機械整備を支援
- 水田フル活用を進めるには、水田活用の直接支払交付金（平成 28 年度当初予算 3,078 億円）を活用して戦略作物の本作化を進める必要がある。特に、飼料用米の安定的な生産・供給を定着させるためには、交付金制度の安定化が重要になっている。

- 本県の平成 26 年産の米生産費（全算入生産費）は 12,486 円/60 kg となっており、全国平均 15,416 円/60 kg を下回り、北海道に次いで第 2 位となっているが、国が目標とする 4 割削減に向けて、さらにコスト削減の取組みを推進する必要がある。



飼料用米の利用に必要な設備等の整備支援の充実

【農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課】

【提案事項】 **予算拡充**

飼料用米の利用拡大を推進するため、耕畜連携による地域内需給マッチングに必要な設備・機械整備への支援の充実（補助率の引上げ、補助対象拡大）を図ること

【提案の背景と課題】

- 県内には大規模な飼料工場がなく、生産された飼料用米の約7割は、宮城県石巻市など太平洋側の県外の飼料工場に運搬され、粉碎後に配合飼料と混合した状態で県内の畜産農家に運搬されてくるため、往復の運搬経費が掛かり増しすることが課題となっている。
- 飼料用米の生産・利用を更に拡大していくためには、耕畜連携による地域内需給マッチング体制を構築する中で、流通コストを抑えながら、輸入とうもろこし以下の価格で畜産農家が利用できる仕組みづくりが重要である。
- 地域ぐるみの飼料用米の取組みを推進する上では、地域のコントリーエレベーター等を拠点施設として、飼料用米保管庫や粉碎機、稲SGS（ソフトグレインサイレージ）製造設備を整備することが有効であるが、飼料用米の供給価格の上昇を抑えるためには、当該施設整備に対する畜産クラスター等国庫補助事業の補助率を引上げ、飼料用米供給価格への自己負担分（補助残）の転嫁を圧縮する必要がある。
- また、一部の大規模な養豚・養鶏農家においては、地域の稲作農家から収集した飼料用米を農場の庭先で配合飼料運搬車に投入して、配合飼料と混合し給与する簡易なシステムが実用化されているが、そのためには畜産農家側で飼料用米の粉碎機や運搬・移動車両（トラック、フォークリフト）を導入することが必要となる。現在、これらの車両は汎用性があるものとして国庫補助事業の対象外となっているため、補助の対象となるよう見直しを行い、畜産農家の負担軽減を図る必要がある。



農場の庭先で配合飼料に飼料用米を混合している事例

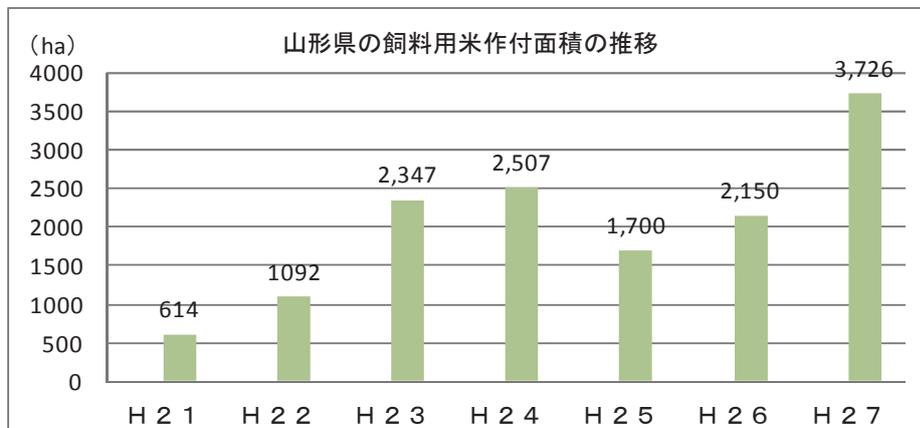
【全国の現状と政府の取組み】

- 平成27年度補正予算において、生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入等を支援し、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るため、畜産クラスター事業として、610億円を計上。

- ◆ 飼料保管庫等施設整備は、施設整備事業で実施（補助率は1/2以内）
- ◆ 飼料用米加工・調製用機械装置の導入は、機械導入事業（リース方式）で実施（補助率は1/2以内）
- ◆ 飼料用米の運搬や移動に用いる車両は、汎用性があるものとして補助対象外

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県の飼料用米の作付面積は、主食用米からの転換により増加している。



- 飼料用米の生産・利用については、これまでも稲作農家と畜産農家のマッチング体制を構築することが重要であるとの観点から、県で地域需給マッチング組織の設立を支援してきた。その結果、平成27年度に10組織が新たに立ち上がり、県全体で42組織が飼料用米の生産・利用の活動を行っている。
- 国庫事業への飼料用米関連施設整備・機械導入の要望状況（H28.4月時点）
 - ① 施設整備（畜産クラスターハード事業）
 - ・ 飼料用米保管庫及び付帯設備一式〔事業費86百万円、補助金額37百万円〕
 - ② 機械導入（畜産クラスターリース事業）
 - ・ 飼料用米粉砕機等
〔事業費82百万円、国庫38百万円〕 ※今般の畜産クラスターリース事業の国への要望に当たって、飼料用米運搬車(トラック)の要望を断念した。
- 飼料用米の生産・利用を更に拡大していくためには、流通コストを抑えて畜産農家が利用しやすい仕組みづくりが重要であることから、耕畜連携による地域内需給マッチングに必要な設備・機械整備への支援を充実させる必要がある。

畜産経営安定対策の更なる充実

【農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課】

【提案事項】 予算拡充

肉用牛肥育経営安定特別対策事業及び養豚経営安定対策事業の補填金積立てに係る国庫負担水準の更なる引上げを図ること

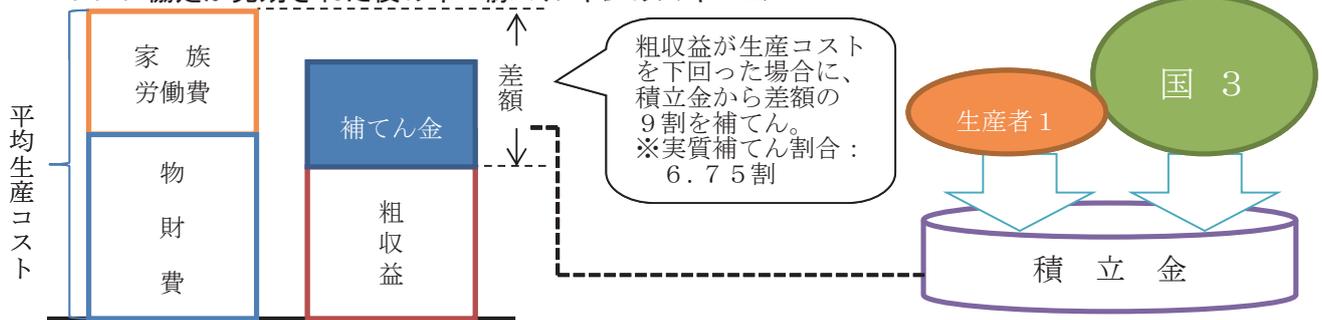
【提案の背景と課題】

- 政府は、平成 27 年 11 月に決定した「総合的な T P P 関連政策大綱」の中で、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）と養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化し、補填割合の引上げ（8割⇒9割）とともに、豚マルキンの補填金積立てにおける国庫負担水準の引上げ（生産者 1：国 1⇒生産者 1：国 3）を明示しており、第 190 回通常国会において関連法案の審議が行われている。
- しかし、このような引上げが行われたとしても、牛・豚マルキンとも生産者にとっては 1/4 の積立負担があるために、実質的な補填割合は 6.75割（9割×3/4）にとどまっている。
- T P P 協定が発効した場合、安価な輸入牛肉・豚肉の増加により、牛・豚の枝肉価格が低下することが懸念されるが、子牛価格の高騰や配合飼料価格の高止まりにより生産コストが上昇しており、安定的な再生産を確保する上で 6.75割の補填割合では十分とは言えず、国庫負担水準を更に引き上げ、経営の安定化を支援していく必要がある。

【事業の概要】

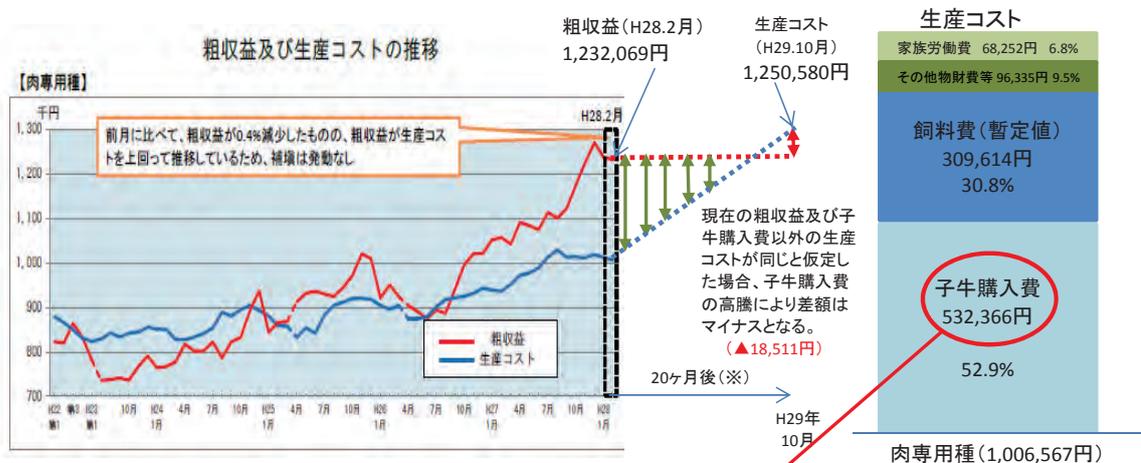
- 粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額を補填金として交付する。

T P P 協定が発効された後の牛・豚マルキンのスキーム

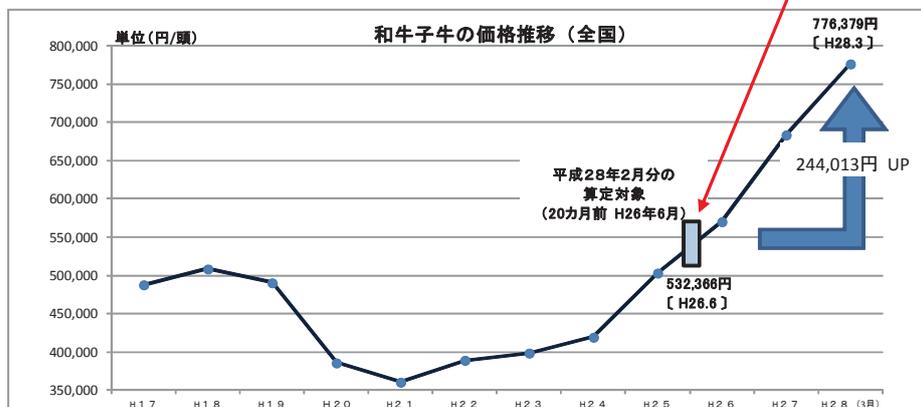


【全国の現状と政府の取組み】

- 和牛（肉専用種）の枝肉価格は、全国的な繁殖雌牛と子牛（もと畜）の減少により出荷頭数が減少傾向にあることに加え、インバウンドの需要やふるさと納税の返礼品としての需要が伸びていることから、平成 26 年 10 月以降上昇傾向で推移し、過去最高水準となっている。
- これに伴い、和牛肥育農家の粗収益も現在高い水準にあるものの、生産コストの半分以上を占める子牛価格が高騰しており、現在導入している子牛が出荷される 20 カ月後には、現在の高い粗収益を維持したとしても、生産コストが粗収益を上回り収益性が悪化することとなる。
- このような情勢の中で、TPPが発効された場合を見据えると、安価な輸入牛肉の増加により、和牛肉であっても枝肉価格が低下し、収益性が更に悪化することが懸念される。



※生産コストの積算にあたって、和牛(肉専用種)の子牛購入費は20カ月前(肥育期間平均20カ月)の子牛価格が引用されている。



【本県の現状、取組みと課題】

- 牛マルキン（肉専用種）は平成 26 年 9 月以降、豚マルキンは平成 25 年 4 月以降発動されていない。
- 本県においても全国の状況と同様に、配合飼料価格の高止まりや子牛価格の高騰で厳しい経営環境にある中、TPPが発効された場合、長期的には安価な輸入牛肉や豚肉の増大に引っ張られて、ブランド牛（総称山形牛）や県産銘柄豚についても、枝肉価格の低下による収益性の悪化が懸念される。

畜産経営の体質強化に向けた畜舎整備等への支援の充実

【農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課】

【提案事項】 **予算拡充**

畜産経営の体質強化を促進するため、畜舎整備等への支援の充実（用地造成や取付道路整備への補助対象拡大）を図ること

【提案の背景と課題】

- 畜産分野は、TPP協定が発効した場合、特に大きな影響が懸念されるが、本県には、意欲的に規模拡大や機械化を進め、省力化・効率化を図り、経営の安定化に取り組もうとする担い手が多く存在している。
- しかし、畜舎は環境対策の面から山間地に整備することを余儀なくされる場合が多いため、国庫事業の補助対象とならない施設用地の造成や取付道路の整備に係る自己負担が大きくなり、総事業費並びに総事業費に占める自己負担額が増大することで、整備計画の縮小や断念に至るケースが増えつつある。
- このため、畜産クラスター事業等の国庫事業において、畜舎建設にあたっての施設用地の造成や畜舎への取付道路の整備を補助対象にし、意欲ある担い手の初期投資の負担を軽減する必要がある。



施設用地造成や取付道路の整備が必要な山間地の候補地の例

【全国の現状と政府の取組み】

- 平成27年度補正予算において、生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤等に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入等を支援し、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るため、畜産クラスター事業として610億円が措置された。

- ◆ 畜舎等整備の補助率は1/2以内
- ◆ 施設用地の造成、取付道路の整備は補助対象外

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県では、国庫事業の畜産クラスター事業や県単独事業の畜産生産拡大支援事業により、所得の確保や体質強化に向けて、意欲ある担い手が行う生産基盤の拡大(畜舎等整備)に対する取組みを支援している。
- こうした中で、将来を見据え、畜産クラスター事業等を活用して規模拡大を図ろうとする意欲的な担い手が多く存在しているが、地域住民の同意が得られず、山間地に土地を確保して畜舎建設に取り組む事例が増えてきている。その場合、起伏が激しい土地を平坦にする造成費用や主要道路から畜舎建設予定地までの取付道路の整備が必要となってくるが、これらの経費については国庫補助事業の対象とはならず、担い手にとって大きな負担となっている。

平成29年度に予定している国庫事業を活用した大規模豚舎整備計画の一例
母豚1,000頭の一貫経営（肥育豚を含めた常時飼養頭数10,000頭）

項目	事業内容と概算事業費		摘要
豚舎施設	7棟 (14,000 m ²)	1,373,760 千円	国庫対象
ふん尿処理施設	縦型コンポスト 8基	648,000 千円	国庫対象
管理棟・車庫等		54,000 千円	国庫対象
臭気低減施設	脱臭槽 2基	64,800 千円	国庫対象
土地造成費用	10ha	108,000 千円	国庫対象外
取付道路整備	500m	10,800 千円	国庫対象外
合計		2,259,360 千円	

(単位：千円)

①	国庫補助対象事業費		補助対象外事業費 ③	補助対象外事業費率 ③/①	自己負担率 (②+③)/①
	補助額	自己負担額 ②			
2,259,360	2,140,560	991,000	1,149,560	5.2%	56.2%

- このため、畜舎整備に係る用地の造成や取付道路整備について国庫補助事業の対象とし、規模拡大を目指す担い手が行う畜舎整備への支援の充実を図る必要がある。

配合飼料価格安定制度の充実

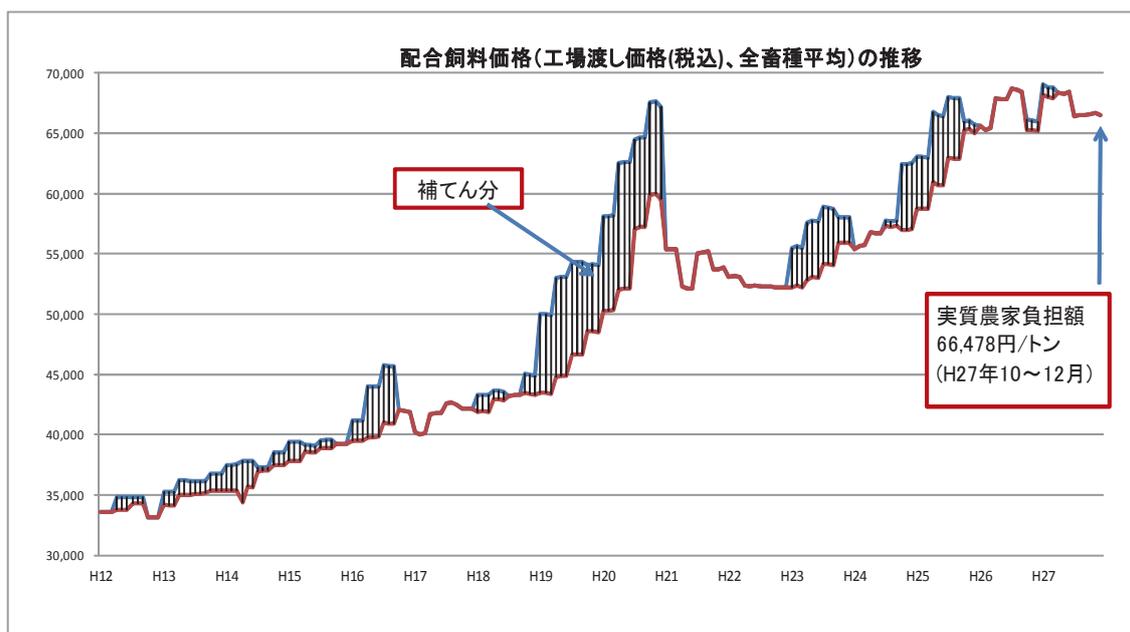
【農林水産省 生産局 畜産部 飼料課】

【提案事項】 予算拡充

配合飼料価格安定制度における異常補填の発動基準を緩和し、より発動しやすく、農家の負担軽減につながる仕組みに見直すこと

【提案の背景と課題】

- 配合飼料価格安定制度は、四半期ごとに、輸入原料価格が直近1年間の平均を上回った場合に補填される「通常補填」と、輸入原料価格が直近1年間の平均に比べ115%を超えた場合に通常補填を補完する「異常補填」の二段階の仕組みになっている。
- 当該制度は、飼料価格の急激な上昇に対する激変緩和としての制度であるため、配合飼料価格が高止まりしている近年においては、発動されにくい状況となっている。
- 通常補填が発動されたとしても、農家にとって1/3の積立負担があるために、実質的な補填割合が小さくなることから、農家の負担軽減が一層図られるよう、国と飼料メーカーで基金を積立てる異常補填の発動基準を緩和し、より発動しやすい仕組みに見直す必要がある。



【全国の現状と政府の取組み】

1 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため（激変緩和措置）、農家と飼料メーカーの自主的な積立金から補填される「通常補填」と、通常補填では対処し得ない異常な価格高騰時に、国と飼料メーカーの積立金から補填される「異常補填」の二段階の仕組みにより運用されている。

①〔通常補填〕

- 農家(600 円/ t)と飼料メーカー(1, 200 円/ t)が基金を積み立てている。
- 平成 26 年度第 4 四半期の発動以降、発動されていない。

②〔異常補填〕

- 国と飼料メーカーが 1/2 ずつ基金を積み立てている。
- 平成 25 年度第 1 四半期の発動以降、発動されていない。

2 最近の補填状況(全国一律)

時期	補填額合計 (円/ t)	通常補填(円/ t) [価格上昇率が 115%未満 の部分に補填]	異常補填(円/ t) [価格上昇率が 115%以上の 部分に補填]
H24 年度[第 4 四半期]	4, 300	3, 524	776
H25 年度[第 1 四半期]	5, 800	3, 738	2, 062
[第 2 四半期]	2, 400	2, 400	0
[第 3 四半期]	700	700	0
[第 4 四半期]	0	0	0
H26 年度[第 1 四半期]	0	0	0
[第 2 四半期]	0	0	0
[第 3 四半期]	800	800	0
[第 4 四半期]	800	800	0

3 直近の配合飼料価格（工場渡価格（税込）、全畜種加重平均）は、高い水準で小幅に変動しており、通常補填の発動もないため、全額農家負担となっている。

H27 年度第 1 四半期(4～6 月) 68, 469 円/ t

H27 年度第 2 四半期(7～9 月) 66, 476 円/ t

H27 年度第 3 四半期(10～12 月) 66, 478 円/ t

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県のほとんどの畜産農家は配合飼料価格安定制度に加入しており、本制度は収益性の確保を図る上で重要な位置付けにある。
- 飼料価格や子牛価格等の上昇により生産費が増加している中で、所得を確保し持続可能な畜産経営を実現していくためには、生産費の 4～7 割を占める飼料費を低減する必要があり、配合飼料価格安定制度の異常補填発動基準の見直しが求められる。

飼料費の推移(山形県)

	H23(千円/頭)	H24(千円/頭)	H25(千円/頭)
酪 農	353 (100)	364 (103)	409 (116)
肉用肥育	326 (100)	346 (106)	362 (111)
養 豚	25 (100)	24 (96)	27 (108)

・ 出典：山形農林水産統計年報(農林水産省)

・ 括弧は、H23 との対比(%)

地方の中小企業に対する TPP への対応に向けた支援の充実

【内閣官房 TPP 総合対策本部】

【経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 海外展開支援室】

【提案事項】 予算拡充

- (1) 新たな輸出企業を育成するため、特に地方に対しての支援体制の充実を図るとともに予算の重点配分を行うこと
- (2) 繊維工業など外国製品との競合によりマイナスの影響が懸念される分野に対する支援の充実を図るとともに、輸出型大企業との取引拡大などのプラスの効果が、地方の中小企業にも波及するよう、政府が主体的に取り組むこと

【提案の背景と課題】

- 今般、政府では全国 9 か所に「新輸出大国コンソーシアム」を設立し、国内各地域の企業支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行うとしているが、輸出に取り組む企業の割合が低い地方において、これまで実績のない企業が新たに輸出に踏み出せるよう、地方において支援体制の充実を重点的に図る必要がある。
- 輸入関税の撤廃により、繊維や衣服、皮革業など、外国製品との競合などによりマイナスの影響が懸念される分野において、競争力強化を図るため、業界や企業が取り組む付加価値の高い商品開発や技術開発、新分野進出などに対して手厚い支援を行う必要がある。
- 取引拡大などの TPP のプラス効果が、輸出型大企業が集中する一部地域に偏在することなく、地方にまで波及するような仕組みの構築について、政府が主体となって行うこと。また、プラスの効果を享受するため、地方の中小企業が取り組む技術の高度化や受注拡大に伴う生産設備の増強等に対して、予算の重点配分を行う必要がある。



台湾での商談会の模様(H27. 11)



シンガポールでの知事トップセールス(H27. 11)

山形県担当部署：商工労働観光部産業政策課

TEL：023-630-2134

工業戦略技術振興課

TEL：023-630-2137

観光経済交流局経済交流課

TEL：023-630-2540

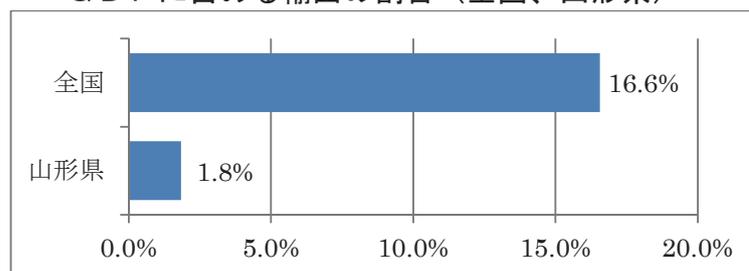
【全国の現状と政府の取組み】

- TPP協定のメリットは、大手輸出企業が集積する首都圏・中京圏等の一部地域に限られことが見込まれる。
- TPP協定の発効を輸出拡大の好機と捉え、企業が意欲的に海外輸出に取り組むため、政府では、新輸出大国コンソーシアムを全国9か所に設置し、海外展開を図る企業に対して、総合的な支援を行う体制を構築する。
- 中小企業の革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の支援として「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」を実施している。(平成27年度補正予算)

【本県の現状、取組みと課題】

- 本県中小企業についても輸出の取組みが一部では積極的に展開されているが、これまで輸出に取り組んでいない企業が多く、本県のGDPに占める輸出の割合は数%にとどまることから、輸出に関するノウハウ・情報の蓄積が十分ではない。
- 企業のほとんどが中小企業で占められる本県においては、海外でのPR活動や展示会への出展経費の負担など、海外との取引には大きなコストとリスクを伴うものであり、先般の協定合意を受け、改めて輸出拡大の期待等について聞き取りを行ったところ、積極的に踏み出せないとの声が少なからず聞かれたところ。
- 本県では、平成27年3月に策定した「山形県国際戦略」に基づき、一般社団法人山形県国際経済振興機構(平成24年設立)が本県企業の海外展開をサポートしており、積極的に輸出に取り組む企業も現れている状況。
- 海外への販路展開も見据え、高品質で高付加価値な製品の開発・販売を促進するため、県内企業が連携し、メイドイン山形のものづくりプロジェクトの取組みを進めている。
- 輸入関税の撤廃に伴う外国製品との競争激化などに伴うマイナスの影響や、輸出の拡大や輸出型大企業からの受注拡大に伴う設備投資などプラスの影響に対応するために、山形県商工業振興資金において、平成28年度からTPP対応の融資枠を設定している。

GDPに占める輸出の割合(全国、山形県)



出典：平成25年度国民経済計算
平成25年山形県貿易実態調査(山形県輸出)
(企業の任意回答に基づくアンケート調査)